岡山大学経済学会雑誌22(3・4),1991，399～418

# 現代監査方法論について

## ――リスク指向監査の基本的思考――

森　　　實

## 1　はじめに

現代監査方法論の展開において，世界でもっとも積極的な動きを示しているのはアメリカである。アメリカでは，会計士に対する訴訟の爆発的な増加にみられるような現代監査に対する社会的期待の高度化および会計士業界における競争の激化の結果としての監査費用削減の必要性の増大という特殊事情が存在するものの，現代監査方法論の展開は，最近出された期待ギャップ基準とよばれる一連の新しい監査基準書のなかに明らかになってきている。われわれは，さきに，このような現代監査方法論をリスク指向監査として特徴づけ，その種々の諸側面を紹介してきた(1)。

本稿では，このようなリスク指向監査の根底にある基本的思考を明らかにすることにしたい。

## 2　多様化の思考

どのような種類の方法においても，その発展のためには，従来の方法を固執することなく，より有効なあるいはより効率的な方法を摸索することによって，新しい方法を産み出し，その結果として方法が多様化するのが当然

である。財務諸表監査においても，次のような多くの側面において多様化の動きを指摘することができる。

まず，第1に，最近強調されている監査戦略において多様化の思考がみられる。第2に，企業の不確実性の増大に伴う固有リスクの評価において多様化の思考がみられる。第3に，これまで内部統制の評定とよばれてきた統制リスクの評価において多様化の思考がみられる。第4に，最近重視されてきている分析手続の利用において多様化の思考がみられる。

(1) 監査戦略における多様化の思考

監査戦略とは，監査計画の立案において，財務諸表監査の目的達成するためのもっとも効率的な監査の実施を追求するために代替諸案を探求し，予測し，評価し,そして決定することである(2)。このような監査戦略は，一方において財務諸表監査の目標達成のための有効性を最優先考慮事項としなければならないとともに，他方において監査の実施におけるコストとベネフィットを比較して効率性をも考慮しなければならない。このことは，被監査会社のおかれた状況にもっとも適合した監査計画の立案を必要とする。ところが，被監査会社のおかれた状況は，すべて千差万別であり，独特のものであるの

---

（1）アメリカにおけるリスク指向監査の展開については，次の拙稿でふれている。「財務諸表監査における監査戦略」，『税経セミナー』33巻3号，昭和63年3月。「リスク指向監査について」，『国民経済雑誌』157巻5号，昭和63年5月。「現代監査の展開」，『会計』133巻6号，昭和63年6月。「財務諸表監査におけるリスク分析」，『税経セミナー』33巻7号，昭和63年6月。「財務諸表監査における分析的監査手続」，『税経セミナー』33巻10号，昭和63年8月，「米国監査基準書における内部統制概念の変化」，『神戸大学経営学部研究年報』XXXV巻，平成1年3月。「現代思考の転換」，『企業会計』41巻4号，平成1年4月。「分析手続と会計上の見積りの監査」，『産業経理』49巻2号，平成1年7月。「社会的期待とゴーイング・コンサーン監査」，『会計』136巻9号，平成1年9月。「米国監査基準書におけるゴーイング・コンサーン監査」，『税経セミナー』34巻13号，平成1年10月。「倒産予測と分析手続」，『税経通信』44巻12号，平成1年11月。「監査報告書における早期警戒情報」，『国民経済雑誌』161巻3号，平成2年3月。

（2）監査戦略については，次の拙稿を参照されたい。「財務諸表監査における監査戦略」，『税経セミナー』33巻3号，昭和63年3月。

で，監査計画は多様化せざるをえない。

また，有効性と効率性とのもっとも有利な結合を意図する監査戦略は，監査において当然要求されるべき合理的思考である。すなわち，監査の有効性は，財務諸表監査の目的として，財務諸表の信頼性について社会的に要求される一定水準以上の保証を達成する監査を実施することである。したがって，監査人の実施した監査が，このような保証水準を達成することができないような場合には，このような監査は不満足な監査として，監査人は責任を追及されることになる。

これに対して，監査の効率性は，同一監査目的に対する代替手続の選択であり，同じ目的を達成することができるならば，費用，労力あるいは時間がかからないものを選択することが合理的である。したがって，重大な虚偽および誤謬の存在の可能性がない場合に，それらの存在を前提とするような監査手続を実施することは，過剰監査に結果し，効率性に反する。

このように監査の有効性と効率性とを考慮し，状況にもっとも適応した監査計画を立案することは，当然の合理的思考であるが，それが監査戦略としてあらためて強調されなければならないということは，これまでの監査計画の標準化思考に対する反省であろう。

財務諸表監査が確立される段階においては，監査計画の標準化思考は，ある程度まで必要であるであろう。すなわち，財務諸表監査の社会的信頼性を確保するためには，監査人は，一般に認められた監査基準に準拠して監査を実施しなければならないので，監査人は，責任の観点から，標準化の傾向を生じる。このような標準化思考は，財務諸表監査が確立されるまでは有用であるかもしれないが，確立された段階では逆に作用するおそれがある。すなわち，安易かつ機械的な基準の準拠になって，監査目的あるいは目標を明確に認識しないで，被監査会社の状況に適応した監査計画を立案する努力を怠る傾向を生じる。

たとえば，監査基準によって内部統制の評定が要求されていれば，監査人

の責任の達成のために，何時でも内部統制の詳細な評定を実施するというようなことがあった。しかし，本当の意味は，被監査会社の状況において，有効性という監査目的を考え，そして効率性というコスト・ベネフィットを考えて，内部統制についてどの程度の評定を実施するのが必要であり，また妥当であるかを判断しなければならないのであって，画一的な基準の準拠を行うべきではない。この場合においても，状況に応じて多様な対応が必要である。

このような標準化思考に対する反省として，監査戦略の強調によって多様化思考が推進されたものということができる。

(2) 固有リスク評価における多様化の思考

監査計画は，被監査会社のおかれた状況に適応しなければならない。その企業の状況は，すべて独特であり，多様である。しかも，状況は変化するが，現代は変化の非常に激しい時代であり，このような激しい変化が企業の不確実性を増大させるので，監査計画は多様化しなければならない。

現代の企業は，その環境の変化を認識し，これに的確に対応することができなければ，存続あるいは発展することはできない。ところが，企業に影響をおよぼす環境の変化は，政治，経済，文化，社会，技術，思想およびその他の多くの諸要因を含む。そして，それら諸要因の影響は，企業活動が国際化していくに伴って，さらにその範囲が拡大される。また，これらに対する企業の対応が，企業間の競争を激化させ，状況を変化させる。

たとえば，わが国の場合，かつてのオイル・ショックは，省エネルギーのための合理化を促進し，また円高は，アジア諸国との競争力を回復するための技術革新を生じ，そして企業の再構造化や異業種への参入を試みさせ，海外での現地生産や余裕資金による財テク，さらにＭ＆Ａによる外国企業の取得を行わせ，また消費者の個性化または多様化に対して新製品や新市場の開発の努力を行い，そして石油等の国際商品相場や外国為替相場の変動に対して先物取引を積極的に行うようになる。

また，高度情報化の進展は，より的確な，そしてより迅速な情報を求めて情報システム化やネットワーク化が行われ，これらが結果として競争の激化を増幅し，それがまた新たな状況の変化を生ぜしめ，企業により新たな対応を要求し，さらには対応を困難にする。

そこで，企業は，環境の変化を認識し，その変化に対してより的確な対応を行うために，状況に応じて多様な経営戦略を採用し，そしてあるときは既成概念を捨ててより革新的な対応を行い，したがってより将来的行動，さらにはより投機的行動を行う。このような現代の企業行動は，企業の不確実性をこれまでとは比較にならないほど増大させるので，企業が重大な損失をこうむることが多く，さらには倒産の危険におそわれることも多くなるであろう。

このような現代の状況は，被監査会社の財務諸表に重大な虚偽および誤謬が発生するリスク状況に重大な影響を与える。このような財務諸表の虚偽および誤謬の発生に対して，経営者はこれらを統制し，また監査人はこれらを摘発する。このような統制および監査以前に存在する虚偽および誤謬の発生リスクが，固有リスクとよばれる(3)。

これまでの監査においても，これらは危険性とか相対的危険とよばれて考慮されていた。すなわち，一般的には，危険性は，財務諸表項目の虚偽および誤謬の発生の可能性として考えられていた。しかし，このような財務諸表項目の危険性の把握の仕方は，個別的リスク分析ということができ，財務諸表作成のための会計システムにおける一般的かつ抽象的な，いわば静態的なリスク分析である。したがって，これは必ずしも被監査会社の個別的かつ具体的な状況の動的なリスク分析であるとはいえない。

つまり，会計システムにおける虚偽および誤謬の発生の一般的かつ抽象的

(3) 固有リスクについては，次の拙稿を参照されたい。「財務諸表監査におけるリスク分析」，『税経セミナー』33巻7号，昭和63年6月。

なリスクが，個別的かつ具体的なリスクになるのは，会計システムの具体的環境としての企業環境および企業行動と関連づけたときである。このような被監査会社の具体的な企業環境の変化や企業行動の特殊性を分析することを全体的リスク分析とよぶことができる。このような全体的リスク分析を個別的リスク分析に結合することによって，より的確に被監査会社の財務諸表に虚偽あるいは誤謬の発生の可能性を判断することができるようになる。

このような固有リスクの評価にもとづいて監査計画は多様化していくことになる。

### (3) 統制リスク評価における多様化の思考

内部統制の信頼性の評定は，統制リスクの評価とよばれるようになってきたが，それは依然として現代監査の重要な支柱の一つとしての地位を維持している。しかし，内部統制に対する考え方の展開において多様化の思考を指摘することができる。その一つは，内部統制概念の展開においてである(4)。

一般に，監査における内部統制の概念は，内部牽制システムにはじまるものである。そして内部統制の概念が成立する段階においては，内部統制は，内部牽制システムと内部監査によって構成されるものとされた。このような内部統制の概念は，監査人の立場から考えられたもので，明快ではあったが，単純にすぎるものであった。すなわち，内部統制は，本来は，企業の経営の必要に応じて設定されるものであって，監査人のために設定されるものではないからである。

そこで，近代的な経営管理組織の発展に伴って，監査人としても広範囲におよぶ近代的な内部統制の概念を認めなければならなくなる。しかし，監査人としては，自己の責任を明確にするために，監査において評定すべき範囲を明らかに限定することができるように，内部統制を経営的統制と会計的統

(4) 内部統制の概念の展開については，次の拙稿を参照されたい。「米国監査基準書における内部統制概念の変化」，『神戸大学経営学部研究年報』ＸＸＸＶ巻，平成１年３月。

制に分割した。

しかし，経営的統制と会計的統制とを区別することは必ずしも容易ではなく，監査の対象とする財務記録の信頼性および資産の保全に関連を有する経営的統制を会計的統制に含める内部会計統制という概念が形成されることが必要になった。そして，さらに監査の必要な範囲の明確化の試みは，内部会計統制を実質的には統制手続に限定するようになってしまった。

このように内部統制が，ついには統制手続のみに非常に狭く限定されてしまった結果として，逆に，これまで内部統制に含まれており，あるいは監査に必要であったものが内部統制から排除されるという問題を生じた。そこで，これらの内部統制の評定に必要な諸要素を統合する概念として統制環境を設定した。また，取引を処理することを目的とする会計システムとこれに付加される統制手続とを明確に区別されるようになった。

内部統制概念におけるこのような分化および統合の結果として，最近の監査基準書第55号は，内部統制構造という新しい概念を形成し，その構成要素として統制環境，会計システムおよび統制手続をあげている(5)。このような内部統制概念の展開の過程は，内部統制の現実における多様性を認識したものということができるであろう。

次に，内部統制の評定においても多様化の思考があらわれてきている。これまでの内部統制の評定の考え方は，どちらかといえば画一的であった。あるいは機械的であった。すなわち，近代監査は，内部統制の信頼性に依存して試査で監査を行うことを原則とすると考えられてきた。そこでは，監査を行う被監査会社の状況を，大会社においては内部統制が整備されていることを前提にしており，したがって監査人は，常に内部統制を詳細に検討する傾向を生じたのである。しかし，被監査会社の状況は，会社ごとに相違し，内

(5) AICPA, *Statement on Anditing, Standards No. 55, Consideration of the Internal Control Structure in a Financial Statements Audit,* April 1988.

部統制が整備されておらず，したがって内部統制の信頼性に依存して試査によって監査が行えない場合もあるのである。

さらに，これまでは，内部統制の信頼性の決定が，内部統制に依存できるかどうかを決定するという，二者択一的あるいはオール・オア・ナッシングという評価の仕方であった。しかし，監査基準書は，より多様化した評価を導入したのである。すなわち，立証命題である財務諸表の主張の統制リスクの水準を，最高度から最低度までの間での多段階的な評価とした。

このように内部統制の評定を二者択一的評価ではなく，統制リスクの多段階的評価としたのは，その利用目的の多様化に結びついている。これまでは，内部統制の評定は，監査手続の適用における試査の範囲を決めるためであった。しかし，現代監査では，内部統制の評定の利用目的を監査計画立案のためというように広範囲に拡張したのである。すなわち，監査基準書第55号は，次の三つをあげている。

1）潜在的な虚偽および誤謬の種類を認識する。

2）重大な虚偽および誤謬のリスクに影響するかもしれない諸要素を検討する。

3）有効な実証的テストを設計する。

このようにこれまでよりも広範囲におよび，そして多様化した利用目的のために行われる内部統制の設定のために，これまでは統制環境および取引の流れについて理解をえるのが最低の要件であったが，監査基準書第55号は，常に統制環境，会計システムおよび統制手続についての理解をえることを要求するようになった。

### (4) 分析手続における多様化の思考

最近において重視されるようになってきた分析手続は，一方において非常に有効な方法であり，多方において効率的で費用のかからない方法である(6)。

この分析手続は，ビジネス・アプローチの適用であり，またその展開であ

り，被監査会社の事業および業務，産業および経済の状況についての監査人の知識を積極的に利用しようとするものである。このようなアプローチは古くからあったが，コンピュータの発展および普及に応じて，現代監査において重視されてきた方法である。

そこで，監査基準書第56号は，これまで任意的であった分析手続の利用を，監査計画立案と最終的検討の段階において義務づけた(7)。このような分析手続の重視は，一方においてより有効な監査として，監査計画の段階で多様化の思考があらわれ，他方においてより効率的な監査として，実証的監査手続の選択において多様化の思考があらわれる。

まず，監査計画の段階で分析手続を利用する目的は，監査証拠の収集のために実施される監査手続の性質，時機および範囲の計画を助けるためである。このための分析手続は，(1)被監査会社の事業および前回の監査終了以降に発生した取引および事象について理解を深めること，および(2)監査に関連する特別のリスク領域を識別することに集中する。このために，分析手続は，異常な取引，事象，金額，比率および傾向の存在を認識しなければならない。

このように分析手続は，被監査会社の状況に適応し，したがってより有効な監査計画の立案を助けるものであり，積極的に監査の多様化を意図するものである。

他方において，監査基準書第56号は，勘定残高または取引についての証拠を収集するための実証的監査手続としての分析手続の利用については，その利用を強制してはいないが，多くの場合に分析手続を利用しないで監査目的

(6) 分析手続については，次の拙稿を参照されたい。「アナリティカル・レビュー」,『国民経済雑誌』154巻2号，昭和61年8月。「財務諸表監査における分析的監査手続」,『税経セミナー』33巻10号，昭和63年8月。「分析手続と会計上の見積りの監査」,『産業経理』49巻2号,平成1年7月。「倒産予測と分析手続」,『税経通信』44巻12号，平成1年11月。

(7) AICPA, *Statement on Anditing, Standards No. 56, Analytical Procedure,* April 1988.

を達成することは不可能であるとまでいっている。

一般に，分析手続は，他の準拠性監査と取引および残高の実証的監査手続に比較して最も費用がかからない方法であるといわれる。それは，分析手続は簡便な手続によって行われ，少ない労力および時間しか要しない。すなわち，分析手続は，比率分析，すう勢分析および合理的テストのように簡単な計算および比較によって行われ，他の監査手続のように精細かつ複雑な手続を要しないからである。したがって，費用がかからないばかりでなく，非常に迅速に行うことができる。

また，分析手続においても，その発展に伴って，単純な比率やすう勢の計算にとどまらず，回帰分析のような高度な統計的技術が利用されるようになってきているが，これらに対してはコンピュータの利用によって能率的に実施することができる。しかもマイコンの低価格化やコンピュータ利用料金の低廉化や人件費の上昇は，分析手続の利用を妥当化する。

さらに，最近の多くの重要な監査問題において分析手続が有用であることが，一連の期待ギャップ基準によって認められている。たとえば，その一つは会計上の見積りの監査においてである。監査基準書第57号は，会計上の見積りの監査を規制する(8)。会計上の見積りが重要な監査問題であることは，その他の監査基準書によっても認められている。

たとえば，監査基準書第58号は，監査報告書の範囲区分に経営者による重大な見積りを評価した旨を記載することを新しく要求することを規定している(9)。また，監査基準書第53号は，不正および誤謬の摘発における会計上の見積りの監査の重要性を強調している(10)。さらに，監査基準書第55号は，監

(8) AICPA, *Statement on Anditing, Standards No. 57, Anditing Accounting Estimates*, April 1988.

(9) AICPA, *Statement on Anditing, Standards No. 58, Reports on Audited Financial Statements*, April 1988.

(10) AICPA, *Statement on Anditing, Standards No. 53, The Auditor's Responsibilty to Detect and Report Errors and Irregularities*, April 1988.

査人が内部統制構造の理解と統制リスクの評価にもとづいて，会計上の見積りを重要なリスク領域として認識するかもしれないとしている。

このような会社上の見積りの監査において分析手続が有効であることが，監査基準書第57号によって認められている。

もう一つの最近の重要な監査問題であるゴーイング・コンサーン監査の問題においても，分析手続が有用であることが認められている。

監査基準書第59号は，企業のゴーイング・コンサーンとしての存続能力の評価に対する監査人の責任を，直接的かつ積極的なものに改正し，企業のゴーイング・コンサーンとしての存続能力に相当な疑問がある場合には，監査人は，このような相当な疑問を生ぜしめた状態および事象の財務諸表における開示の十分性を検討するとともに，相当な疑問を解消するための経営者の計画の有効性を検討し，なお相当な疑問がのこる場合には，監査人は自己の結論を監査報告書の意見区分の後の説明区分に記載しなければならないとしている(11)。

そして，監査基準書第59号は，企業のゴーイング・コンサーンとしての存続能力についての相当な疑問を示す状態および事象を認識するためには，特別の監査手続を設計する必要はなく，その他の監査目標を達成するための監査手続の実施の結果によって十分にこの目的を達成できるものとしている。そして，このような状態および事象を認識することのできる監査手続の例の最初に分析手続をあげている。このことはゴーイング・コンサーン監査における分析手続の有用性を強調するものである。

このように有効性，効率性および迅速性の特徴を有する分析手続は，監査

---

(11) AICPA, *Statement on Anditing, Standards No. 59, The Auditor's Consideration of the entity's Ability to Continue as an Going Concern,* April 1988. なお，ゴーイング・コンサーンの監査問題については，次の拙稿を参照されたい。「社会的期待とゴーイング・コンサーン監査」，『会計』136巻き9号，平成1年9月。「米国監査基準書におけるゴーイング・コンサーン監査」，『税経セミナー』34巻13号，平成1年10月。「監査報告書における早期警戒情報」，『国民経済雑誌』161巻3号，平成2年3月。

目的を達成するための監査手続の選択および組み合わせの多様化における戦略的要素の一つであるということができる。

## 3　分化と統合の思考

これまでみてきたように，財務諸表監査方法の多様化によって，多くの監査計画が分化するが，これらの多様化した監査計画を分化したままにしておいては，財務諸表監査は社会の利害関係者の信頼をえることはできない。そこで多様な監査計画でありながら，社会的な信頼をえることができるような共通的な質が，多くの監査計画のすべてにみいだすことができなければならない。

このような役割を果たすものが，監査の保証水準である。すなわち，どのように監査計画が分化によって多様化したとしても，多様化した監査計画のすべてが，財務諸表監査に社会的に要求される保証水準を確保するものでなければならない。換言すれば，多様化した監査計画は，一定の保証水準によって統合される。このような監査計画の分化と統合，すなわち一定の保証水準を保ちながら監査計画の多様化を可能にする理論的基盤を提供するものが監査リスク・モデルである。したがって監査リスク・モデルは，分化と統合の思考を監査計画において理論化したものということができる(12)。

### (1)　監査リスク

監査リスクは，さきにみてきたような監査計画を分化させてきた固有リスク評価，統制リスク評価および分析手続の利用の諸要素の総合概念である。

監査リスクとは，監査人が意見を表明した財務諸表に，監査人が気付かなかった重大な虚偽および誤謬が存在しているかもしれない危険である。した

(12) 監査リスク・モデルについては，次の拙稿を参照されたい。「リスク指向監査について」，『国民経済雑誌』157巻5号，昭和63年5月。「現代監査の展開」，『会計』133巻6号，昭和63年6月。「現代監査思考の転換」，『企業会計』41巻4号，平成1年4月。

がって，監査人が財務諸表に対して与える保証は，確率的な表現によれば「1－監査リスク」である。そこで，監査人が財務諸表に対して無限定の適正意見を表明するためには，監査リスクを社会的に認められる一定の許容水準以下におさえることが必要である。

このような監査リスクについて，監査基準書第47号は，全体としての財務諸表の段階における監査リスクと個々の財務諸表項目を構成する勘定残高または取引の種類の段階における監査リスクに分けているが，全体としての財務諸表に意見を表明する場合の監査リスクは，財務諸表を構成する勘定残高または取引の種類の監査の場合の監査リスクを総合したものである(13)。

監査基準書第47号は，勘定残高または取引の種類の段階における監査リスクの構成要素を，固有リスク，統制リスクおよび摘発リスクの三つに分けている。

これらの構成要素は，落下するあられに対するふるいにたとえられる。すなわち，固有リスク（IR）とは，内部統制による統制が存在しなかったと仮定した場合に，重大な虚偽および誤謬が発生する可能性のある状態および諸特徴である。そこからあられのように財務諸表に対して落下してくる重大な虚偽および誤謬に対するふるいのようなものとして，経営者による内部統制と監査人による監査が位置付けられる。

経営者によって設計され，かつ運営される内部統制は，統制環境および会計システムの段階と個別的な統制手続の段階とに分かれ，それらは重大な虚偽および誤謬を統制によって減少させるが，そのような統制をもくぐり抜ける重大な虚偽および誤謬の危険を統制リスク（CR）とよぶ。

そして，このような固有リスクと統制リスクとの関係による結合リスク（IR×CR）が，監査人の監査以前の重大な虚偽および誤謬の発生リスクであ

(13) AICPA, *Statement on Anditing, Standards No. 47, Audit Risk and Materiaty in Conducting an Audit,* April 1980.

る。このような結合リスクは，監査人の監査とは独立な関係にあり，監査人がこのような危険を統制することはできず，ただ評価することができるだけである。

したがって，監査人は，内部統制による統制をくぐり抜けてきた重大な虚偽および誤謬を，監査によって摘発しなければならない。このために監査人によって計画され，かつ実施される実証的監査手続には，分析手続と取引および残高の内容の詳細な監査手続の二つの種類がある。しかし，監査人による二つの監査手続の実施のどちらにおいても，重大な虚偽および誤謬を摘発しそこなう危険がある。これらは分析手続リスク（ARR）とと詳細監査手続リスク（TDR）とよばれ，これら二つの関係による結合リスクが摘発リスク（DR）とよばれる。このような摘発リスクは，監査人が統制することができる危険であるので，これらについての監査人の判断および意思決定は，監査計画における有効性および効率性に対して重大な意味を有する。

そして，このような監査人による監査をもくぐり抜けて財務諸表に到達してしまう重大な虚偽および誤謬の危険が監査リスクである。これに対して「1—監査リスク」が，監査人の与える保証である。すなわち，監査人は，重大な虚偽および誤謬が存在する危険を，一定の社会的に許容される水準にあることを保証しなければならない。以上の説明は，次のような関係式の監査リスク・モデルによって示される。

$$AR = IR \times CR \times DR$$
$$= IR \times CR \times ARR \times TDR$$

(2)　監査リスク・モデルによる分化と統合

監査リスク・モデルの有用性は，基本的には，このモデルによって監査リスクの構成要素の相互関係が明らかにされることにある。すなわち，監査リスクの相互関係によって明らかにされた被監査会社の状況に対応して，もっとも有効かつ効率的な監査計画を立案することができる。したがって，監査リスク・モデルは，監査計画の分化と統合を可能にするものである。

まず，第1に，被監査会社の状況を分析することによって，監査人が対応しなければならない被監査会社の状況におけるリスクの種類および大きさが明らかにされる。すなわち，固有リスクと統制リスクの関係によって重大な虚偽および誤謬の発生リスクの種類および大きさが明らかになる。

たとえば，固有リスクは，1から0までの間で評価されるが，固有リスクが0であるということは，被監査会社の内外の環境要因および取引の種類の性質から重大な虚偽および誤謬が発生する確率が0という状況であり，AR×IR（＝0）×CR×DR＝0になり，監査が不要であるという状況を意味するので，このようなことは通常の場合ありえないことである。逆に，もしも保守的に考えるのであれば，経営者による統制および監査人による監査以前に重大な虚偽および誤謬が発生する可能性は必ずあるので，固有リスクは1になるであろう。このように固有リスクは，1から0の間で多様化する。

また，統制リスクも1から0までの間で評価されるが，統制リスクが0であるということは，AR＝IR×CR（＝0）×DR＝0ということであり，内部統制が理想的に機能して，すべての重大な虚偽および誤謬を防止し，かつ摘発する状況を意味するので，これもまたありえない状況である。逆に，内部統制は信頼できないので依存できないと判断する場合，あるいはコスト・ベネフィットの観点から内部統制を評定しない場合には，統制リスクを1としなければならない。しかし，監査計画の観点からは，1から0までの間で多様化した統制リスクを利用する。

このような固有リスクと統制リスクとの相互関係から，被監査会社の重大な虚偽および誤謬の発生状況のリスクの種類および大きさについて多くの情報がえられる。このような情報を利用して，監査計画を多様化することができる。

次に，上記のような被監査会社の状況に対応して，監査人は，分析手続および取引および残高の内容の詳細な監査手続によって構成される実証的監査手続を実施しなければならない。このような実証的監査手続に許容できるリ

スクが摘発リスクである。したがって，もし監査人が与える保証「1－監査リスク」の水準が与えられれば，摘発リスクは，重大な虚偽および誤謬の発生リスクに反比例する。このことは監査リスク・モデルにおいてDR＝AR÷（IR×CR）によって示される。

この関係式によって，重大な虚偽および誤謬の発生リスクが高ければ高いほど，実証的監査手続の摘発リスクは低くおさえられなければならない。逆に，重大な虚偽および誤謬の発生リスクが低ければ低いほど，実証的監査手続の摘発リスクは高いことを許容される。

そこで，AR＝IR×CR×DR の式において，監査リスク（AR）が社会的に許容される水準をこえるような結果になる実証的監査手続の実施は，不十分な監査として，監査の有効性に欠けるので，監査人は責任を追及されるであろう。たとえば，IR（＝1）×CR（＝1）×DR（＝0.5）＝0.5＝AR のような場合は，社会的に認められる保証水準が95％であるとすれば，50％の保証は不十分な監査である。

しかし，いくら固有リスクが高く，また内部統制が整備されていなくて統制リスクが高くても，実証的監査手続の範囲を拡張すれば，十分な監査保証がえられることは，次の式によって示すことができる。AR＝IR（＝1）×CR（＝1）×DR（0.05）＝0.05　このように，もし実証的監査手続において摘発リスクを5％にまでおさえることができれば，社会的に認められる95％の監査保証を与えることができる。

さらに，AR＝IR×CR×DR の式において，監査リスクが社会的保証水準を大きく下回わるような実証的監査手続の実施は，過剰監査として，監査の効率性に反し，監査人の報酬の回収を困難にするかもしれない。たとえば，IR（＝0.5）×CR（＝0.2）×DR（＝0.1）＝0.01＝AR となり，社会的保証水準が95％であるとすれば，99％の監査保証の水準は過剰監査ということができるであろう。

このように監査リスク・モデルによって多様化される監査計画は，社会的

に認められる監査保証水準を一定とすることによって統合される。

なお，摘発リスクは，分析手続リスクと取引および残高の内容の詳細監査リスクとの結合リスクであるので，この関係によって監査計画はさらに多様化することができる。すなわち，DR＝ARR×TDR の関係式によってあらわされる。したがって，実証的監査手続に必要な摘発リスクが決まれば，分析手続リスクと内容の詳細監査リスクとは反比例の関係にあり，一方を高くすれば，他方は低くおさえなければならず，一方が低くおさえられれば，他方は高くてもよいことになる。

ところが，一般に，分析手続は内容の詳細監査に比べて，費用がかからないことが特徴であるので，監査の効率性の観点からすれば，分析手続をできるだけ多く利用することがのぞましいであろう。

このように，監査リスク・モデルを活用することによって，社会的な一定の保証水準によって統合されながら，監査計画を多様化して，監査の有効性と効率性を追及することができるのである。

## 3　むすびに代えて

### ――情報化の思考と専門的懐疑主義――

これまで説明してきたように，監査リスク・モデルは，監査計画の分化と統合に必要な理論的基盤を提供するものである。しかし，このような監査リスク・モデルが実際に有効に機能するためには，一つの重要な要素が必要である。それは情報である。すなわち，監査リスク・モデルの各要素に必要な情報が与えられなければ，監査リスク・モデルは，実際に有効に機能することはできない。このために監査リスク・モデルを基盤としたリスク指向監査という現代監査の展開を支援し，かつ強化するものとして，監査情報の拡張の思考があらわれる。これを情報化の思考ということができる。このような情報化の思考には，次のような諸側面を指摘することができる。

まず，固有リスクについては，従来は会計システムに直接的に関連して虚偽および誤謬が発生するリスクを評価するために必要な監査情報が収集されていたが，最近ではこれにとどまらず，企業の内外の諸状況が虚偽および誤謬を発生させるリスクを評価するために必要な監査情報を収集するようになり，監査情報が拡張されるようになってきている。

次に，統制リスクについては，従来は，会計システムおよびこれに付加された個別的な統制手続の評価に必要な監査情報の収集に重点がおかれていたが，最近では，会計システムおよび統制手続の統制機能に影響をおよぼす企業の内外の環境的状況を統制環境として，その評価に必要な監査情報の収集にも重点をおくようになり，監査情報が拡張されるようになってきている。

さらに，最近においては，実証的監査手続としての分析手続の利用が重視されるようになってきている。このような分析手続において分析および比較のために利用される資料は，会計資料ばかりでなく，経営管理に利用される業務資料も重要な資料として利用するようになってきており，監査情報が拡張されるようになってきている。

もちろん，このような監査情報の拡張の背後には，近年における高度情報社会の進展がある。すなわち，コンピュータを中核とする情報システムの発展およびそのネットワーク化により，企業内部ばかりでなく，社会的にも，監査に必要な多様かつ大量の資料が収集され，かつ蓄積されるようになってきている。また，パソコンやマイコンの普及によって，監査人が，容易かつ安価に，これらの資料を入手し，かつ分析できるようになってきている。これらの状況によって，監査情報の拡張が促進されてきている。

他方において，情報化の思考は，単に監査情報の範囲を拡張するばかりでなく，状況の変化についての情報を重視するようになってきている。最近の分析手続の利用の重視も，分析手続によって異常な変化および不変化を認識しようとするものである。企業およびその環境の変化が，虚偽および誤謬の発生のリスクに重大な影響を与えるので，監査人は，企業およびその環境の

変化に重大な関心を払わなければならない。そのために，監査人は，変化に関する情報を収集し，かつ分析することを重視しなければならない。

さらに，監査リスク・モデルの各要素に必要な情報を，より広範囲に収集し，かつ企業およびその環境の変化についての情報の収集を重視するのは，監査人が，適切な専門的懐疑主義を保持することを要求するからである。

たとえば，これまでは，監査において，経営者が誠実であることを前提にし，また，企業が継続企業であることを前提ににして監査を行い，したがって，これに反する情報に気付き，疑問が生じた場合にのみ，このような問題を追及することが要求されていた。

しかし，米国の最近の一連の監査基準書は，このような消極的態度を改めて，経営者が誠実であることを前提とせず，また企業がゴーイング・コンサーンであることを前提としないで，逆に，積極的に経営者の誠実性を確かめ，また企業がゴーイング・コンサーンであるかどうかを検討する手続をとることを要求するようになってきている。

これまでは，監査人は，監査において職業的専門家としての正当な注意を払うことが要求されてきた。ところが，最近では，このような職業的専門家としての正当な注意に加えて，さきにあげた経営者の誠実性や企業のゴーイング・コンサーンの問題にみられるような職業的専門家としての適切な懐疑主義を監査人が保持することが要求されるようになってきた。

本来，監査は，批判性を基本的性格としてきた。したがって，監査人が，職業的専門家としての適切な懐疑主義を保持すべきことは当然のことである。たとえば，初めのころの会計監査が，経営者または従業員の虚偽・誤謬の摘発のための監査であったときは，監査人は，懐疑主義を正面にかざして監査を行っていたということができる。ところが，財務諸表監査が情報表示としての会計の監査の性格を強調するようになってくると，このような監査人の懐疑主義は，その背後にかくされ，むしろ消極的になる傾向にあった[14]。

しかし，近年において経営者の不正や企業の倒産が多く発生し，これに関連して監査人に対する社会的批判が高まってきたので，これまで背後にかくれ，そして消極化していた職業的専門家としての懐疑主義を正面にだし，積極化しなければならなくなったのである。

これまでのべてきたように，財務諸表監査において，有効性と効率性を追及するためには，被監査会社の状況に適応した監査計画を立案しなければならないので，監査計画は多様化する。しかし，このように多様化した監査が社会的に承認されるためには，監査計画は，社会的に要求される一定の保証水準を達成することによって統合されなければならない。このような監査計画の分化と統合に理論的基盤を与えるのが，監査リスク・モデルである。また，この監査リスク・モデルが実際に有効に機能するためには，より広範囲の監査情報が収集され，かつ変化についての監査情報の収集が重視されなければならない。そして，これらの監査情報は，監査人の職業的専門家としての適切な懐疑主義によって，収集され，かつ評価されなければならない。したがって，現代監査におけるリスク指向監査の展開の基礎にある基本的思考として，多様化の思考，分化と統合の思考，情報化の思考および専門的懐疑主義をあげることができる。

---

(14) 財務諸表監査が，「行為の裏付けとしての会計の監査」から「情報表示としての会計の監査」へと発展してきた歴史的考察については，次の拙著の第2章を参照されたい。『監査要論』，中央経済社，昭和53年6月。